

医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会 開催要領 新旧対照表

該当箇所	改正後	改正前
4. 運営等	医薬局医療機器審査管理課	医薬・生活衛生局医療機器審査管理課
4. 運営等	<u>(4) 医薬局医療機器審査管理課は、要望書を提出する予定の要望学会(団体)と事前面談を行い、要望内容を確認する。事前面談に当たっては、必要に応じて、医政局医薬産業振興・医療情報企画課の協力を得る。</u>	(新設)